

※この公正証書は参考です。協議事項の参考にしてください。

## 公正証書

○（○年○月○日生、以下「甲」という。）及び△（△年△月△日生、以下「乙」という。）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下の通り合意する。

### 第1条（離婚の合意）

甲及び乙とは、協議離婚することを合意し、本公正証書作成後、各自離婚届に署名押印して、乙が速やかに届出をする。

### 第2条（親権）

甲乙間の子○○（令和△年△月△日生、以下「丙」という。）の親権者を乙と定めて、乙において監護養育する。

### 第3条（養育費）

- 1 甲は乙に対し、丙の養育費として、令和○年○月から、丙が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間において、1ヶ月△万円の支払い義務があることを認め、これを毎月末日までに乙が指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 丙が大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合は、前項の養育費の支払いは、丙が大学等を卒業する月まで行うものとする。
- 3 甲は、丙の高等学校及び大学等への学費に要する養育費として、以下のとおり乙が指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。  
令和○年○月末日までに、金○○万円（高等学校在籍）  
令和○年○月末日までに、金○○万円（高等学校在籍）  
令和○年○月末日までに、金○○万円（高等学校在籍）  
令和○年○月末日までに、金○○万円（大学等在籍）  
令和○年○月末日までに、金○○万円（大学等在籍）  
令和○年○月末日までに、金○○万円（大学等在籍）  
令和○年○月末日までに、金○○万円（大学等在籍）  
なお、高等学校卒業後、大学等に在籍していない期間については、本項の学費に要する養育費を支払う必要はないものとする。
- 4 甲乙は、上記に定める以外の丙の病気、進学等の特別な費用の負担については、別途協議して分担額を定める。
- 5 上記養育費は、物価の変動その他の事情の変更に応じて甲乙協議のうえ増減できる。

※この公正証書は参考です。協議事項の参考にしてください。

#### 第4条（面会交流）

- 1 乙は、甲と丙が面会交流することを認める。丙の福祉に配慮して、下記の日程により行うものとする。
- 2 面会交流の日程を変更する場合は、甲乙が協議の上、双方の合意により変更できるものとする。

##### 面会交流日程

日時：面会は、毎月第〇週の△曜日、午後〇時から実施される。

時間：面会時間は〇時間を限度とする。ただし、甲及び乙並びに丙の合意により、増減は可能とする。

方法：引き渡し方法は、乙が丙を陸前高田駅に連れて行き、丙が〇〇まで移動後に、甲と面会交流を行う。甲は、面会交流の終了時間までに〇〇まで丙を送り返し、乙は陸前高田駅で丙を出迎えることとする。

#### 第5条（慰謝料）

甲は乙に対し、慰謝料として、金〇万円の支払義務があることを認め、これを令和〇年〇月末日までに、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

#### 第6条（財産分与）

甲は乙に対し、財産分与として金〇万円の支払義務があることを認め、これを一括して、令和〇年〇月末日までに、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

#### 第7条（年金分割）

甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を0.5とすることに合意し、その年金分割に必要な手続きに協力することを約束する。

#### 第8条（自動車）

- 1 甲及び乙は、下記自動車の所有権を乙に移転することに合意した。
- 2 甲は、乙に対して、本件離婚成立後、速やかに下記自動車の所有権移転手続きをする。
- 3 手続きに必要な費用は、乙が負担する。

##### 自動車の表示

車種：普通自動車（メーカー〇〇、排気量〇〇）

ナンバー：

#### 第9条（通知義務）

甲及び乙は、住所、勤務先、連絡先及び乙が本契約に定める金銭債権の振込先として指定した乙の金融機関の預金口座が変更になった場合並びに甲及び乙が再婚した場合には、互いに書面により通知義務があることを確認する。

#### 第10条（連帯債務・連帯保証の解消）

甲及び乙は、互いの保有するローン債務について連帯債務・連帯保証となっている場合に

※この公正証書は参考です。協議事項の参考にしてください。

は、離婚届提出時までに当該連帯関係を解消するものとする。

第11条（清算条項）

甲及び乙は、以上をもって全て解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしないことを約束する。

第12条（管轄裁判）

甲及び乙は、本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する裁判所とすることに合意した。

第13条（強制執行認諾文言）

甲は、第3条及び第5条並びに第6条に定める金員の支払を怠ったときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

この証書は、令和〇年〇月〇日、本公証役場において、法律の規定に従って作成し、甲及び乙に読み聞かせたところ、各自これを認諾して、本公証人とともに以下に署名押印した。

〇年〇月〇日

（甲）住所：

氏名： 印

（乙）住所：

氏名： 印

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

〇〇法務局所属

公証人